特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	小児慢性特定疾病医療費支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府知事

公表日

令和7年3月28日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務				
②事務の概要	慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、当該疾病の程度が一定程度以上であるものの保護 者又は成年患者に対し、申請に基づき医療に要する費用(医療保険適用後の医療費のうち自己負担 額を超える額)を支給する。 申請があった場合は、小児慢性特定疾病審査会に諮り、認定基準を満たしている者に対し医療受給 者証を交付する。				
③システムの名称	小児慢性特定疾病管理システム、統合宛名システム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル	名				
小児慢性特定疾病医療費支約	合認定申請ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法別表8項				
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42項、80項、125項、161項				
5. 評価実施機関における	担当部署 				
①部署	京都府健康福祉部健康対策課				
②所属長の役職名	京都府健康福祉部健康対策課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 京都府健康福祉部健康対策課疾病対策係				
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 京都府健康福祉部健康対策課疾病対策係				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> (選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か		令和6年4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数				
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満			
		令和6年4月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故				
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		く選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書] ては、それぞれ重	:点項目評価書3	<選択肢> 1)基礎項目評価 2)基礎項目評価 3)基礎項目評価 【は全項目評価書におい	書及び i書及び	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネッ	ルトワークシステ	ムを通じた入言			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か		├分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの多	菱託			[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報	提供ネットワーク	アシステムを通じ	た提供を除く。)	[0]]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの打	接続	1]接続しない(入手)	I :]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[-	十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認すること。				

9. 監査				
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認すること。			

変更箇所

変更箇	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
22.23 H	- 現日	女文的の比較		近山时朔	近山時期に旅る説明
令和3年11月1日	I 13	小児慢性特定疾病管理システム	小児慢性特定疾病管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	評価書見直しに係る修正
令和3年11月1日	I 42	・番号法第19条の7	・番号法第19条の8	事後	番号法一部改正による見直し によるもの
令和3年11月1日	I 8	京都府総務部総務調整課	京都府健康福祉部健康対策課	事前	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	I 1②	健康対策課へ毎月1回進達する。健康対策課は、進達された申請書等の記載内容及び添付書類を確認する。 2 審査・認定事務 支給認定をしないときは、あらかじめ小児慢性特定疾病審査会(以下「審査会」という。)に審査(原則 月1回)を求めることとする児童福祉法第19条の3第4項に規定に基づき、新規申請及び継続申請(不認定の可能性があるもの)に係る医療意見書(保健所からの進達分)については審査会に諮り、継続申請(認定可能なもの)に係る医療意見書については各保健所で審査を行う。申請内容	慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、当該疾病の程度が一定程度以上であるものの保護者又は成年患者に対し、申請に基づき医療に要する費用(医療保険適用後の医療費のうち自己負担額を超える額)を支給する。申請があった場合は、小児慢性特定疾病審査会に諮り、認定基準を満たしている者に対し医療受給者証を交付する。	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	13	・番号法 別表第一 7項 ・番号法 別表第二 9項 (番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第8条第1項イ、ロ、ハ、第8条第 2項イ、ロ、ハ、第8条第3項、第8条第4項、第8条第 5項) *番号法別表第二 9項のうち、児童福祉法 第19条のアに規定する他の法令による給付の 支給に関 する情報又は地方税関係情報に係る主務省 令は未制定	番号法別表8項	事後	番号法一部改正に伴う修正
令和7年3月28日	I 42	・番号法第19条の8 ・番号法別表第二 9項 (番号法別表第二 9項 (番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第8条第1項イ、ロ、ハ、第8条第 2項イ、ロ、ハ、第8条第3項、第8条第4項、第8条第 5項) *番号法別表第二 9項のうち、児童福祉法 第19条の7に規定する他の法令による給付の 支給に関 する情報又は地方税関係情報に係る主務省 令は未制定	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表13項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条	事後	番号法一部改正に伴う修正
令和7年3月28日	П 1	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	II 2	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	IV8	(新規追加)	十分である	事後	評価項目の追加
令和7年3月28日	IV11	(新規追加)	【最も優先度が高いと考えられる対策】 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 【当該対策は十分か】 十分である	事後	評価項目の追加